

## 女性活躍応援県おおいた認証企業認証制度要綱

### （目的）

第1条 この要綱は、女性の登用や働きやすい職場環境づくりに取り組む事業者を県が認証し、広く公表することにより、事業者の自主的な取組を促し、もって本県における女性活躍を推進することを目的とする。

### （定義）

第2条 この要綱において、事業者とは、県内に本社又は事業所があり、常時雇用する労働者を有して事業活動を行う者をいう（国及び地方公共団体を除く）。

### （認証基準）

第3条 知事は、別記に掲げる基準（以下「認証基準」という。）を満たし、申請のあった事業者を認証する。

### （申請）

第4条 認証を受けようとする事業者（以下「申請者」という。）は、電磁的方法又は書面により、知事に申請するものとする。申請は、次に掲げる（１）～（３）を添えて提出しなければならない。ただし、電磁的方法で申請する場合は、書類（３）のみ書面で提出するものとする。

（１）女性活躍応援県おおいた認証企業認証申請書（様式第１号）

（２）女性活躍応援県おおいた認証企業認証基準確認書（様式第２号）

（３）誓約書（様式第３号）

２ 知事は、前項の規定によるほか、認証の審査に必要な資料等の提出を求めることができる。

### （申請要件）

第5条 申請者が次に該当する場合は、前条の申請をすることができない。

（１）女性活躍推進宣言を行っていない者

（２）過去３年間に於いて女性活躍推進法や労働基準法、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法などの関係法令に違反する重大な事実がある者

（３）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

### （認証）

第6条 知事は、申請者が、認証基準を満たすと認められる場合は、当該申請者を認証し、その結果を申請者へ通知する。

2 知事は、前項の規定により認証した場合は、申請者に女性活躍応援県おおいた認証企業認証書（様式第4号）（以下「認証書」という。）を交付する。

（認証の有効期間）

第7条 認証の有効期間は、認証した日の属する年度の3年後の10月31日までとする。  
なお、認証期間満了後、引き続き認証を希望する場合は、第4条に定める申請手続きを行うことができる。

（報告書の提出及び取組状況の確認）

第8条 認証を受けた事業者は、毎年、女性活躍推進宣言実施要綱第4条に定めるおおいた女性活躍推進事業者取組状況報告書（以下「取組状況報告書」という。）を知事に提出しなければならない。

2 知事は、必要に応じて、実地調査等により取組状況の確認を行うことができる。

（認証を受けた事業者への支援）

第9条 認証を受けた事業者は、別に定めるところによりロゴマークを名刺や印刷物などに刷り込んで使用することができるものとする。

2 知事は、次に掲げる措置等により認証を受けた事業者への支援に努めるものとする。

（1）女性の活躍推進に積極的に取り組む事業者として、県ホームページや広報媒体等での紹介

（2）女性の活躍推進に積極的に取り組む事業者として、就職説明会等で求職者に対して紹介する等人材確保に対する支援

（3）その他必要に応じた支援

（変更の届出）

第10条 認証を受けた事業者は、次に掲げる事項に変更が生じた場合には、速やかに女性活躍応援県おおいた認証企業変更届出書（様式第5号）により知事に届け出なければならない。

（1）名称

（2）代表者の氏名

（3）所在地

（認証の辞退）

第11条 認証を受けた事業者は、第3条で定める認証基準を満たさなくなったとき又は認証期間中に認証継続の意思を失ったときは、速やかに女性活躍応援県おおいた認証企業認証辞退届出書（様式第6号）に認証書を添付の上、知事に届け出なければならない。

(認証の取消し)

第12条 知事は、認証を受けた事業者が次に掲げるいずれかに該当するときは、当該認証を取り消すことができる。

- (1) 第8条第1項に定める取組状況報告書の提出を行わなかったとき
- (2) 第8条第1項に定める取組状況報告書により第3条の認証基準を満たさないことが明らかになったとき
- (3) 虚偽又は不正の手段により認証を受けたことが明らかになったとき
- (4) 法令に違反する重大な事実が発生したとき
- (5) その他認証を受けた事業者として適当ではないと認められるとき

2 知事は、前項の規定により認証を取り消すときは、女性活躍応援県おおいた認証企業認証取消通知書(様式第7号)によりその旨を当該事業者へ通知するものとする。

3 認証の取消しを受けた場合、当該事業者は速やかに認証書を知事に返納するものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年8月24日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年6月1日から施行する。

## 別記

| 項目 |                | 認証基準                                                                                                                    |
|----|----------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1  | 女性活躍推進に向けた取組   | 女性活躍推進のための独自の取組を実施していること。<br>なお、認証期間中は取組を継続すること。<br>※法律に基づく制度等の周知だけでは対象とならない。                                           |
| 2  | 女性の管理職比率、労働者比率 | 下記のいずれかに該当すること。<br>・直近の事業年度において、管理職に占める女性労働者の割合が産業ごとの全国平均値以上であること<br>・直近の事業年度において、通常の労働者に占める女性労働者の割合が産業ごとの全国平均値以上であること。 |
| 3  | 仕事と家庭の両立支援     | 下記のいずれかに該当すること。<br>・おおいた子育て応援団「しごと子育てサポート企業」認証を受けていること<br>・おおいたイクボス宣言を行っていること                                           |